

病床機能分化推進基盤整備事業補助金交付要領

(通則)

第1条 病床機能分化推進基盤整備事業補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、その交付については、地域医療介護総合確保基金管理運営要領（平成26年9月12日医政発0912第5号厚生労働省医政局長、老発0912第1号厚生労働省老健局長及び保発0912第2号厚生労働省保険局長連名通知）、三重県補助金等交付規則（昭和37年三重県規則第34号。以下「規則」という。）及び医療保健部関係補助金等交付要綱（平成30年三重県告示第239号）（以下「要綱」という。）に規定するもののほか、この交付要領の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」（平成元年法律第64号）にかかる三重県計画に基づき、病床機能の転換等にかかる経費及び病床規模の適正化にかかる経費を補助することにより、地域医療構想の実現に向けた病床機能の分化・連携を促進することを目的とする。

(交付の対象事業)

第3条 この補助金の交付の対象となる事業は、別表1のとおりとする。

(交付の対象者)

第4条 この補助金の交付の対象者は、次のとおりとする。

- (1) 病床機能転換等事業 医療法（昭和23年法律第205号）に基づく三重県内の病院の開設者であって知事が適当と認めるもの
- (2) 病床規模適正化事業 医療法に基づく三重県内の病院又は診療所の開設者であって知事が適当と認めるもの

(交付の対象者等)

第5条 この補助金の対象経費、基準額及び補助率は、別表2のとおりとする。

(申請手続)

第6条 この補助金の交付申請は、第1号様式による申請書に関係書類を添えて、指定する日までに知事に提出して行うものとする。

(交付決定前の着手)

第7条 事業の着手は原則として補助金交付決定に基づき行うものとするが、やむを得ない事由により当該事業を補助金交付決定前に着手する必要がある場合は、第2号様式により事前着手報告書を知事に提出すること。

(補助金の交付の決定)

第8条 知事は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定をするものとする。

(交付額の算定方法)

第9条 この補助金の交付額は、次の各号の定めるところにより算出された額とする。ただし、算出された交付額に、1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表2の第3欄に定める対象経費の実支出額と第4欄に定める基準額とを施設ごとに比較して、少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを施設ごとに比較して、少ない方の額に第5欄に掲げる補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(交付の条件)

第10条 この補助金の交付の決定には、次の条件を付するものとする。

- (1) 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があり補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付の決定の通知を受けた日から15日以内に、第3号様式により申請取下届出書を知事に提出しなければならない。
- (2) 事業の内容を変更する場合（ただし、軽微な変更（交付額に変更が生じないもの及び交付額の20パーセント未満の減額）を除く。）には、知事の承認を受けること。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、すみやかに知事に報告してその指示を受けること。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。
- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管し

ておかなければならない。

- (9) 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど、県が行う契約手続の取扱いに準じて、これを行わなければならない。
- (10) 補助事業を行うために請負契約を締結する場合は、一括下請負の承諾をしてはならない。
- (11) 補助事業完了後に、消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、第4号様式により速やかに知事に報告しなければならない。
なお、知事は報告があった場合には、当該仕入控除税額の全額又は一部を県に納付させることがある。
- (12) この補助金にかかる補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。
- (13) 三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱（以下「暴力団排除要綱」という。）別表に掲げる一に該当しないこと。
- (14) 暴力団排除要綱第8条第1項に定める不当介入を受けたときは、警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと及び知事に報告すること。
- (15) 病床機能転換等事業については、特段の事情のない限り、第13条の規定による事業実績の報告時まで、回復期機能転換のための施設整備又は回復期機能充実のための施設整備を行った病棟については「基本診療料の施設基準等（平成20年厚生労働省告示第62号）」に規定する地域包括ケア病棟入院料又は回復期リハビリテーション病棟入院料を算定する病棟として、慢性期機能転換のための施設整備を行った病棟については同療養病棟入院料又は特殊疾患病棟入院料を算定する病棟として、それぞれ東海北陸厚生局に入院料の届出を行うこと。
- (16) 病床機能転換等事業については、事業完了後に医療法第30条の13に基づいて実施される病床機能報告において、回復期機能転換のための施設整備又は回復期機能充実のための施設整備を行った病棟については回復期として、慢性期機能転換のための施設整備を行った病棟については慢性期として、それぞれ知事への報告を行うこと。
- (17) 病床機能転換等事業については、知事の承認を受けずに、同事業により整備した地域包括ケア病棟入院料、回復期リハビリテーション病棟入院料、療養病棟入院料又は特殊疾患病棟入院料を算定する病床をそれ以外の病床の用に供してはならない。
- (18) 病床規模適正化事業については、病床の削減に関し、特段の事情のない限り第13条の規定による事業実績の報告時まで、医療法第7条第3項に規定する知事の許可を受けること。
- (19) 病床規模適正化事業のうち、早期退職制度の活用により上積みされた退職金の割増相当額の補助を受ける場合については、早期退職者の希望を勘案した上で、三重県内での再就職先の斡旋に努めるものとし、第13条の規定による事業実績の報告時に、第5号様式により早期退職者の再就職の状況を知事に提出すること。

(変更申請手続)

第 11 条 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、第 6 号様式による変更交付申請書を第 6 条に定める申請手続きに従い、当該年度の 1 月 10 日までに知事に提出するものとする。

(遂行状況報告)

第 12 条 この補助金の事業遂行状況については、第 7 号様式により、毎年度 12 月末日現在の状況を翌月 15 日までに知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第 13 条 この補助金の実績報告は、事業完了後 1 か月以内（規則第 5 条第 1 項第 3 号の規定により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には当該承認の通知を受理した日から 1 か月を経過した日）又は翌年度 4 月 7 日のいずれか早い日までに第 8 号様式による事業実績報告書に関係書類を添えて、知事に提出して行わなければならない。

(補助金の額の確定通知)

第 14 条 規則第 13 条の規定による額の確定通知は、前条による報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、適正と認める場合、補助金の額の確定通知書により行うものとする。

(決定の取消)

第 15 条 知事は、補助事業者が、規則第 16 条各号に規定する事項のほか、第 10 条に規定する交付の条件その他法令等に基づく命令等に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取消することができる。

(補助金の返還)

第 16 条 知事は、補助金の交付の決定を取消した場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

附 則（令和 2 年 4 月 1 日 医保第 11－16 号）

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 12 月 11 日 医保第 11－601 号）

(施行期日)

1 この要領は、令和 2 年 12 月 11 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の際現に改正前の要領に基づいて提出されている申請その他の書類は、改正後の要領の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

附 則（令和３年４月１日 医保第 11－624 号）
この要領は、令和３年４月１日から施行する。

附 則（令和４年４月１日 医保第 11－13 号）
この要領は、令和４年４月１日から施行する。

附 則（令和５年４月１日 医保第 11－16 号）
この要領は、令和５年４月１日から施行する。

附 則（令和６年４月１日 医保第 11－9 号）
この要領は、令和６年４月１日から施行する。

別表 1

1 補助事業	2 事業区分	3 事業の内容
病床機能転換等事業	回復期機能転換のための施設整備	地域医療構想調整会議で合意された定量的基準による補正後の病床機能（以下「補正後病床機能」という。）のうち地域急性期又は回復期と評価される既存病床数の合計が、将来の病床数の必要量における回復期に対応する病床数を下回る構想区域において、既存の病棟（補正後病床機能に応じた既存病床数が、当該構想区域における将来の病床数の必要量を上回る機能の病棟に限る。）から、「基本診療料の施設基準等」に規定する地域包括ケア病棟入院料又は回復期リハビリテーション病棟入院料（以下「地域包括ケア病棟等」という。）を算定する病棟に転換するために施設の整備を行う事業。
	回復期機能充実のための施設整備	既存の病棟（「基本診療料の施設基準等」に規定する急性期一般入院基本料又は地域一般入院基本料を算定する病棟であって、補正後病床機能が、地域急性期と評価される病棟に限る。）から、地域包括ケア病棟等に転換するために施設の整備を行う事業。
	慢性期機能転換のための施設整備	補正後病床機能のうち慢性期と評価される既存病床数の合計が、将来の病床数の必要量における慢性期に対応する病床数を下回る構想区域において、既存の病棟（補正後病床機能に応じた既存病床数が、当該構想区域における将来の病床数の必要量を上回る場合に限る。）から、「基本診療料の施設基準等」に規定する療養病棟入院料又は特殊疾患病棟入院料（以下「療養病棟等」という。）を算定する病棟に転換するために施設の整備を行う事業。
病床規模適正化事業	病床削減に伴う施設整備	既存病床数の合計が将来の病床数の必要量の合計を上回る構想区域（以下、「病床過剰区域」という。）において、10 床以上の稼働病床（補正後病床機能に応じた既存病床数の合計が、当該構想区域における将来の病床数の必要量の合計を上回る機能の病床に限る。）の削減に伴い、不要となる病棟・病室を他の用途（病室としての用途以外に限る。）に変更するために施設の整備を行う事業。
	病床削減に伴う特別損失	病床過剰区域において、10 床以上の稼働病床（補正後病床機能に応じた既存病床数が、当該構想区域における将来の病床数の必要量を上回る機能の病床に限る。）の削減に伴い、不要となる建物（病棟・病室等）を処分する事業。
	病床削減に伴う退職金の割増相当額	病床過剰区域において、10 床以上の稼働病床（補正後病床機能に応じた既存病床数が、当該構想区域における将来の病床数の必要量を上回る機能の病床に限る。）の削減に伴い、早期退職制度（法人等の就業規則等で定めたものに限る）の活用により職員数を整理する事業。

別表 2

1 事業	2 区分	3 対 象 経 費	4 基準額	5 補助率
病 床 機 能 転 換 等事業	回復期機能転換のための施設整備	地域包括ケア病棟等を整備するために必要な新設・増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費。ただし、次に掲げる費用を除く。 ア 土地の取得又は整地に要する費用 イ 門、柵、堀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用 ウ 設計その他工事に伴う事務に要する費用 エ 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合における当該建物を除く。）に要する費用 オ その他の整備費として適当と認められない費用	次に掲げる 1 床あたりの単価に、整備前後の地域包括ケア病棟等病床数を比較して増加した病床数を乗じて得た額とする。 新築・増改築・改修 1 床あたり <u>3,965 千円</u> (150 床上限)	2 分の 1
	回復期機能充実のための施設整備	地域包括ケア病棟等を整備するために必要な新設・増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費。ただし、次に掲げる費用を除く。 ア 土地の取得又は整地に要する費用 イ 門、柵、堀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用 ウ 設計その他工事に伴う事務に要する費用 エ 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合における当該建物を除く。）に要する費用 オ その他の整備費として適当と認められない費用	次に掲げる 1 床あたりの単価に、整備前後の地域包括ケア病棟等病床数を比較して増加した病床数を乗じて得た額とする。 新築・増改築・改修 1 床あたり <u>3,965 千円</u> (150 床上限)	2 分の 1
	慢性期機能転換のための施設整備	療養病棟等を整備するために必要な新設・増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費。ただし、次に掲げる費用を除く。 ア 土地の取得又は整地に要する費用 イ 門、柵、堀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用 ウ 設計その他工事に伴う事務に要する費用 エ 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合における当該建物を除く。）に要する費用 オ その他の整備費として適当と認められない費用	次に掲げる 1 床あたりの単価に、整備前後の療養病棟等病床数を比較して増加した病床数を乗じて得た額とする。 新築・増改築・改修 1 床あたり <u>3,965 千円</u> (150 床上限)	2 分の 1

病 床 規 模 適 正 化事業	病床削減 に伴う施 設整備	病床削減に伴い不要となる病棟又は病室等を他の用途（病室としての用途以外に限る。）に変更するために必要な改修に要する工事費又は工事請負費。ただし、次に掲げる費用を除く。 ア 設計その他工事に伴う事務に要する費用 イ その他の整備費として適当と認められない費用	次に掲げる1床あたりの単価に、削減する病床数を乗じて得た額とする。 ただし、 改修1床あたり 2,047千円 (150床上限) ※ 削減する病床の2分の1以上を感染症等の非常時に病室として活用可能な状態とする場合については、1床あたり <u>1,023千円</u>を加算する。	2分の1
	病床削減 に伴う特 別損失	病床削減に伴い不要となる建物の処分（廃棄、解体又は売却）に係る損失で財務諸表上の特別損失に計上されるもの。ただし、法人税法上「有姿除却」として認められる場合に限り、廃棄又は売却を伴わない損失（固定資産除却損）についても対象とする。	—	2分の1
	病床削減 に伴う退 職金の割 増相当額	病床削減に伴い退職する職員を対象とした早期退職制度（法人等の就業規則等で定めたものに限る）の活用により上積みされた退職金の割増相当額。	1人あたり 6,000千円	2分の1